

# 高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針

平成25年9月

東京都環境局



# 目 次

高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針 本文	1
第1章 基本的事項	3
第2章 災害予防対策	5
第3章 災害応急対策	7
第4章 災害復旧対策	10
第5章 防災計画表	11
(別添 1) 防災計画届出書	13
防災細則(警戒宣言発令時の応急対策)〔例示〕	14
高圧ガス関係事業所が定める防災計画書 作成要領	19
第1章 基本的事項	21
第2章 災害予防対策	22
第3章 災害応急対策	24
第4章 災害復旧対策	26
第5章 防災計画表	27
様式例1 地震防災組織	29
様式例2 地震防災教育計画	30
様式例3 地震防災訓練計画	31
様式例4 防災資器材一覧表	32
様式例5 安全対策計画	33
様式例6 被災当初時に必要となると考えられる最低限の項目	34
様式例7 情報伝達基準	35
様式例8 防災計画表	37
防災細則の作成要領	39
参考	41
改定の経緯	43
主な改正点	45
新旧対照表	46



# 高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針

本 文



## 第1章 基本的事項

### 1 目的

東京都震災対策条例第10条に基づき、高圧ガス事業所が防災計画に規定する内容を定め、もって地震災害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この指針の対象は、毒性ガス、可燃性ガス及び支燃性ガスを取扱い、かつ、次の各項のいずれかに該当する高圧ガス事業所とする。

(1) 高圧ガス保安法の適用を受ける事業所であって次のもの

- ① 第1種製造所
- ② 第1種貯蔵所
- ③ 第2種製造所（在宅酸素療法用の液化酸素に係るものを除く。）
- ④ 第2種貯蔵所
- ⑤ 特定高圧ガス消費者（①、②、③及び④に掲げるものに該当する場合を除く。）

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）の適用を受ける事業所であって、同法第36条に基づき許可を受けなければならない貯蔵施設又は特定供給設備

### 3 防災計画の取扱い及びその内容

事業者は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内での掲示をするものとする。

ただし、同一施設・設備が次表の複数の区分に該当する場合又は同一事業所内に複数の施設・設備があり次表の複数の区分に該当する場合（いずれも第一種製造所の場合を除く。）にあっては、より上位の取扱い（防災計画書の届出と防災計画表の掲示では、防災計画書の届出となる。）に包含して一括して取り扱うことができるものとする。

防災計画書は、本文第2章から第4章までの内容に基づき作成するものとする。

防災計画表は、防災計画の概要を表にまとめたもので、本文第5章の内容に基づき作成するものとする。

ただし、他の法令等に基づき作成された防災計画で、本文第2章から第4章までの内容に準じたものと認められる場合は、本指針に基づく防災計画書とすることができる。

なお、防災計画書の届出様式は、別添1（13ページ）のとおりとする。

区 分		取 扱 い
高 圧 ガ ス 保 安 法	第1種製造所	防災計画書の内容に相当する部分を危害予防規程に盛り込んで届け出る。
	第1種貯蔵所	防災計画書を作成し届け出る。
	第2種製造所	防災計画表を作成し事業所内に掲示する。
	第2種貯蔵所	
	特定高圧ガス消費者	
液 ガ 化 ス 石 油 法	許可対象の貯蔵施設又は特定供給設備	防災計画表を作成し事業所内に掲示する。ただし、貯蔵能力が1万キログラム以上の場合については、防災計画書を作成し届け出る。

#### 4 用語の定義

本指針において掲げる用語の定義は、高圧ガス保安法、大規模地震対策特別措置法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところのほか、次による。

防災細則：当該事業所において、防災計画（本文）の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称している。

#### 5 施行期日

この指針は、平成 25 年 9 月 25 日から施行する。



## 第2章 災害予防対策

### 1 防災の基本的事項

#### (1) 被害想定の把握

防災計画の作成に当たっては、当該事業所で起こりうる地震災害の程度をあらかじめ把握しておく。また都が公表する被害想定等の情報を参考にする。

#### (2) 地震防災体制の確立

警戒宣言の発令及び地震災害の発生に備えて、地震防災組織を編成する。地震防災組織は事業所の責任者の下に各班を設け、警戒宣言が発令された場合の応急対策及び地震発生時の応急措置に対応し事業所内外の安全を確保する。

#### (3) 地震防災組織

次の事項についてあらかじめ定める。

##### ① 組 織

##### ② 各班の機能

#### (4) 防災教育

応急対策及び応急措置を円滑に行うため、地震防災に関する教育を6ヵ月に1回以上、地震防災教育計画に基づき実施する。

なお、入社時及び異動時には、その対象者に対してその都度1回以上防災教育を実施する。

#### (5) 防災訓練

応急対策及び応急措置を的確かつ迅速に実施するために地震防災組織を中心とした総合訓練及び各班を中心とした部分訓練を地震防災訓練計画に基づき実施する。

#### (6) 防災資器材

応急対策及び応急措置に必要な防災資器材を常備する。防災資器材は一定期間ごとに点検し常時使用できる状態に維持する。

#### (7) 帰宅困難者対策

家族等との安否確認のための連絡手段を確保する、また、従業員等の一斉帰宅を抑制する。

### 2 施設等の安全化対策

#### (1) 安全性の点検・確認

高圧ガス設備が大規模地震に対して安全性を維持し二次災害による被害を最小限にとどめるために、下記の箇所について安全性を点検・確認する。

その結果、脆弱箇所が判明した場合には、現状と将来の対策等で構成する安全対策計画を作成する。

##### ① 高圧ガス設備を収容する建築物（収容室、貯蔵室、機械室等）

##### ② 高圧ガス設備の基礎等

##### ③ 貯槽等の附属設備

##### ④ 配管

##### ⑤ 除害設備

##### ⑥ 防災上重要な構内道路

##### ⑦ その他必要なもの

#### (2) 耐震設計基準適合状況の確認

国の高圧ガス設備等耐震設計基準の対象となる耐震設計構造物については、レベル1耐震性

能又はレベル2耐震性能への適合を確認する。また、耐震性能を満たしていないことが判明した場合には速やかに必要な措置を講ずる。

(3) 容器の転倒防止及び流出防止

地震の揺れにより容器が転倒しないよう措置を講ずる。また、津波等による浸水が想定される場合は、浸水により容器が流出しないよう措置を講ずる。

### 3 計画の確認と見直し

(1) 実施状況の確認

防災計画に基づく取組の実施状況を記録し、必要な時に第三者による確認ができるようにする。

(2) 計画の見直し

国、都又は区市町村の防災計画の修正その他状況の変化に応じて、適宜計画の見直しを行う。

### 4 機動性確保についての配慮

防災計画は多岐にわたるため、防災計画の作成に当たっては、初動時において最低限必要となると思われる項目について、速やかに取り出せるなど、機動性確保に配慮すること。

## 第3章 災害応急対策

地震が発生したときは、次の各号に係る措置を講ずる。  
なお、ここでは突発的な地震に対応した措置を中心に定めている。

### 1 地震時の初期措置

#### (1) 施設の点検

地震を感知したときは、直ちに高圧ガスの全施設について点検し異常の有無を確認する。

地震感知時の高圧ガス施設の点検については目視等で施設全体を行うが、特に危険な箇所及び地震に脆弱な部分については各事業所であらかじめ定めた点検方法により綿密に点検を行う。

#### (2) 機器の運転停止

地震の規模が大きく高圧ガス施設に相当な影響を与えると判断するときは、直ちに機器の運転を停止すると共に、災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を講ずる。

- ① 緊急しゃ断弁、元弁等の閉止
- ② 火災発生の防止
- ③ 除害設備の稼働及び防消火設備等の準備
- ④ その他

### 2 ガス漏えい時の措置

漏えいを発見したときは直ちに関係者に連絡するとともに漏えい箇所の発見に努め、漏えい防止のための適切な措置を講ずる。

#### (1) 緊急しゃ断弁、元弁等を閉止しガスの流出及び拡散を防止する。

#### (2) 漏えい量が少なく漏えいを防止できる場合には、漏えいガスの物性及び状態に応じた防止措置を実施する。

- ① 液化ガスが漏えいしたときは、土のうその他を使用し事業所外又は下水等に流入することを防ぐ。
- ② 毒性ガスが漏えいしたときは、漏えい箇所をできる限り密閉し、除害の措置を講ずる。
- ③ 可燃性ガスが漏えいし着火するおそれがある場合は、ガスの拡散を図り着火を防止する。
- ④ 支燃性ガスが構内に流出した場合は、土のうその他を使用して油脂類又は可燃物等に接触させない措置を講ずる。

#### (3) 漏えい量が多いか漏えい箇所が不明で漏えいを防止することが困難な場合で、かつ火災又は中毒等の危険があるときは、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。

### 3 漏えいガスに引火したときの措置

#### (1) 漏えい箇所が明らかで消火後直ちに漏えいを防止することが可能なときは、消火に努める。

#### (2) 漏えい箇所が不明又は消火後直ちに漏えいを防止することが困難なときは、弁操作等により漏えいを最小限にするとともに周囲への延焼防止に努める。

### 4 周囲火災時等の措置

高圧ガス施設の周囲等に火災が発生した時は、高圧ガス施設への影響を最小限にするような措置を講ずる。

- (1) 貯槽その他高圧ガスが大量に貯蔵されている施設に危険が及ぶと判断されたときは、散水その他の冷却措置を講ずるとともに状況に応じて安全な方法等によりガスを放出する。
- (2) 火災により容器に危険が及ぶおそれがあるときは、容器を安全な場所に移動するか水中に埋没する等の措置を講ずる。
- (3) 高圧ガス施設又はその周囲に火災が発生し、鎮火することが困難なときは、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。

## 5 避難誘導

高圧ガス又はその他による災害が拡大し、危険になった場合は事業所員及び附近住民に対して避難誘導を行う。

- (1) 災害の拡大防止及び連絡に必要な防災要員を残し、あらかじめ定めた避難場所に避難するとともに事業所の周囲に避難場所を表示する。
- (2) 避難する事業所員は付近住民に対する誘導要員と協力し、付近住民に対し当該事業所が危険な状態であることを周知させ避難誘導に努める。

## 6 警戒宣言発令時の応急対策

警戒宣言が発令されたとき、次の各号に係る措置を防災細則（15 ページ）の定めるところに従って講ずる。

なお、防災細則には次の各号に掲げる事項について警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる具体的対策を定める。

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報の伝達
  - ① 警戒宣言及び地震予知情報の確認収集は、あらかじめ定められた受領責任者が行う。
  - ② 受領責任者が警戒宣言等に関する情報を受領したときは、情報伝達基準により関係者へ情報を速やかにかつ確実に伝達する。
- (2) 応急対策の確立

警戒宣言が発令されたときは、応急対策及び応急措置を実施するのに必要な防災要員（地震防災組織に組み入れられたもの）等の動員、確保を行い、直ちに事業所内に警戒配備を指令する。
- (3) 待機の勧告又は指示

警戒宣言が発令された時は、応急対策及び応急措置に必要な防災要員を除いた事業所員及び関係者に、待機の勧告又は指示を行う。
- (4) 救急体制の確保

事業所内の警戒配備指令に基づいて、救急要員の確保及び救急資器材、救急薬剤を整備する。
- (5) 消防・水防その他の緊急措置
  - ① 消火用機器、散水装置、貯水施設等の消火設備に関する作動テストその他の措置を講ずる。
  - ② 防液堤その他排水及び防潮のための設備に関する措置を講ずる。
- (6) 施設、設備及び防災資器材の整備点検

非常用電源、非常用照明設備、通報設備、緊急制御装置、ガス漏えい検知器、除害設備等保安上必要な設備及び防災資器材の整備点検を行う。
- (7) 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置
  - ① 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等については停止又は制御の措置を講ずる。

- ② タンクローリー等の入出荷設備については、待避又は安全措置を講ずる。
- ③ 落下、転倒等の危険がないように適切な安全措置を講ずる。
- ④ その他災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を講ずる。

(8) 警戒解除宣言に係る措置

警戒解除宣言が発令されたときは、警戒宣言の伝達に係る措置に準じて警戒解除宣言を伝達し応急対策により講じた措置を解除する。

## 第4章 災害復旧対策

### 1 震災後の運転再開時等の措置

地震の影響を受けた高圧ガス施設は次の基準に従い設備を点検し、安全を確認した後で運転を再開する。

また、高圧ガス施設等の復旧活動時の災害発生を防止するため、被害を受けた施設等の使用禁止措置や工事関係者に対する安全指導等を行う。

#### (1) 震度4以下の地震を受けたとき

ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。

#### (2) 震度5弱以上の地震を受けたとき

ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。ただし、1ヵ月以内に定期自主検査等を実施する。

#### (3) ガス漏えい等の事故が発生したとき

直ちに定期自主検査等を実施し、異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。

### 2 事業継続計画

LPガスや酸素など、都民の生活に不可欠なガスを取り扱っている事業所においては、必要に応じ、震災後も速やかに供給を行えるよう、あらかじめ事業継続計画（BCP）を定めるよう努める。

BCPを策定する際は、次の手順に基づき行う。

#### (1) BCP基本方針の決定

BCPに取り組む目的及びBCPの対象とすべき事業とその復旧目標を決める。

#### (2) 重要業務・経営資源の特定

その事業で優先的に復旧すべき業務とその業務に必要な経営資源を特定する。さらに災害発生直後の緊急対応の方法を決める。

#### (3) 事業継続対策の決定

経営資源の被災想定に対して事前の予防・低減策と災害発生後の事業継続策を策定する。

#### (4) BCP文書の作成

これまでに策定した内容の文書化を行い、検証や訓練のための演習計画を策定する。

#### (5) 演習と改善

実際に演習を実施し、検証し、BCPを改善する。

## 第5章 防災計画表

防災計画表は、防災計画で定める、地震に備えての事前計画及び地震時の活動計画について要約したものである。

本文第2章から第4章までの内容に基づき、次の項目について、事業所の実情（人員構成、取扱いガスの種類等）に応じて防災計画表を作成し事業所内に掲示する。

様式例として、第二種製造所は様式例8-1を、第二種貯蔵所には様式8-2の2例を掲げているが、防災計画書と同様、本文第2章から第4章までの内容に準じていれば他の様式等を使用して差し支えない。

### 1 基本的事項

- (1) 必要な緊急時連絡先を明記する。
- (2) 取扱いガス名並びに貯蔵量を明記する。
- (3) 総括防災責任者を定め明記する。

### 2 地震に備えての事前計画

- (1) 予防対策
  - ① 防災体制づくりとして、本文第2章1項のうち(1)から(3)までにに関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
  - ② 防災教育及び訓練として、本文第2章1項の(4)及び(5)に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
  - ③ 施設の危険箇所の点検と安全対策として、本文第2章2項に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
  - ④ 防災資機材の整備として、本文第2章1項の(6)に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
  - ⑤ その他、出火及び漏えいを防止するための措置としてあらかじめ講じておくべき対策があれば、その内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
- (2) 警戒宣言発令時の対策
  - ① 情報の収集伝達として、本文第3章6項の(1)に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
  - ② 事前措置として、本文第3章6項のうち(2)から(7)までにに関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。

### 3 地震時の活動計画

- (1) 地震時の活動対策
  - ① 初動措置として、本文第3章1項に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
  - ② 応急措置として、本文第3章2項から4項までにに関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。
  - ③ 情報の連絡として、被害が拡大して危険が生じた場合の付近住民への状況の伝達・避難誘導に関する内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。

(2) 復旧活動時の災害・火災防止対策

震災後の復旧活動時における、二次災害を防止するための活動について内容を要約して明記するとともに、責任者を定め明記する。

(3) 避難方法の確認

従業員、付近住民等を避難させる方法を明記する。

- ① 避難場所として、都及び区市町村が指定する公的な避難場所を明記する。
- ② 避難経路として主要な地点を明記し、避難経路を明確にしておく。
- ③ 避難誘導の方法として、付近住民等を避難させるための具体的な方法を明記する。

#### 4 地震時等の行動計画図

- (1) 建物等の平面図上に火気使用場所、消火器材、高圧ガスの保管場所、危険物の保管場所などを明示する。
- (2) 使用火気ごとに「出火防止」の担当者、消火器材ごとに「初期消火」の担当者などを定め明記する。
- (3) 高圧ガスや危険物の漏えい防止要領や責任者を定め明記する。
- (4) 一時、建物内で身の安全を図る場所を定め明示する。



( 別 添 1 )

防災計画届出書	一般	(制定)	× 整 理 番 号	
			× 審 査 結 果	
	液化 石油	(変更)	× 受 理 年 月 日	年 月 日
			× 届 出 番 号	
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事務所所在地				
事業所所在地	電話 ( )			
備 考				

年 月 日

名 称  
代 表 者 氏 名

印

東 京 都 知 事 殿

連 絡 担 当 者 名

所 属 名

電 話

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 1部提出すること。



## 防災細則（警戒宣言発令時の応急対策）〔例示〕

防災計画本文第3章「災害応急対策」6に定める防災細則は次のとおりとする。

### 警戒宣言発令時の応急対策

#### (1) 警戒宣言及び地震予知情報の受領責任者及びその職務

警戒宣言及び地震予知情報の受領責任者を次のとおり定める。

平日 昼間勤務時間内は、

夜間勤務時間内は、

休日 昼夜間を通じて、

とする。

#### (2) 「警戒宣言」及び「地震予知情報」の処理

地震防災組織の最高責任者は、受領責任者の報告に基づき警戒宣言及び地震予知情報の程度に応じて当該事業所の防災に必要な次の「所内指令」を発令する。最高責任者が不在の場合は代理者が処理する。

##### ① 警戒配備指令

警戒配備指令が発令された場合、本文第3章6項のうち(3)から(7)までの措置を講ずる。この場合、本文第2章1項に定めるところにより防災組織に編入された者はそれぞれのあらかじめ定められた職務を遂行する。

なお、消火防災班は、本文第3章6項のうち(5)、(6)及び(7)の措置を講ずるが、(7)の措置を他に優先して講ずる。

##### ② 警戒宣言解除指令

地震警戒宣言が解除された場合は、本文第3章6項の(8)の措置を講ずる。

#### (3) 伝達方法

「所内指令」の伝達経路及び伝達方法は次による。

- ① 地震防災組織に編入された者に対する伝達は地震防災組織を通じて行う。
- ② 地震防災組織に編入された者以外の者に対する伝達は職制を通じて行う。
- ③ その他事業所員以外の者にも周知させるために所内の掲示板等にも明示する。

#### (4) 待機の勧告又は指示

待機についての対象者、時期、場所等は次のとおりとする。

- ① 防災要員以外の従業員は、速やかに仕事の区切りをつけ事業所内の安全な場所に退避する。
- ② 防災要員は、警戒宣言発令と同時に地震防災体制のもとに防災活動を開始し、防災準備完了後は指定した安全な場所に待機して発災に備えるものとする。
- ③ 行政機関の命ずる命令等は、所内指令に優先する。

#### (5) 救急体制の確保

警戒宣言発令後は、地震防災体制に係る救護班等を活用して、医師等に診療が受けられるまでの応急措置ができる程度の救急資材及び救急薬剤を準備しておく。

- ① 内服薬、外用薬

- ② 衛生材料（油紙、三角布、ハサミ、ピンセット、体温計、絆創膏、ガーゼ、脱脂綿、包帯等）
  - ③ 担架及び毛布
- (6) 消防・水防その他の緊急措置
- ① 消火設備は、正常かつ直ちに使用できる状態にする。
    - ア 消火栓にホースを接続し、消火待機体制をとる。
    - イ 消火水槽の満水の状態を確認する。
    - ウ 消火器の数・所定位置にあるかの確認をする。
  - ② 臨海又は河川近く等で津波その他地震による水害の予想される事業所では、その程度に応じて措置する。
    - ア 施設の入口は、津波情報の予想水位に応じて土のうを築き封鎖する。
    - イ 流水等による破損防止措置を講ずる。
  - ③ 防液堤の点検をし防液堤内に滞水がないことを確認し、防液堤外への排水又は防液堤内への浸水が遮断できる措置について確認する。
- (7) 施設・設備及び防災資器材の整備点検
- ① 緊急制御装置の整備点検を行う。全自動又は半自動の制御回路で振動計等と連動又は手動により制御回路を緊急制御装置として作動させる場合はこれを整備点検し、作動を確認する。
  - ② 除害設備、除害作業に必要な保護具等の整備点検を行う。
    - ア 除害設備、除害剤散布装置等
    - イ 空気呼吸器、隔離式防毒マスク、保護手袋、保護長靴、保護衣等
    - ウ ガス漏れ応急用具（木栓、ゴムチューブ、ゴム板等）
    - エ バール、大ハンマー、非常用ロープ等
  - ③ 非常用照明設備の整備点検を行う。停電時の避難誘導灯は点灯を確認し、懐中電灯は定位置に定数があるかどうかを確認する。
  - ④ 通報設備の整備点検を行う。
  - ⑤ ガス漏えい検知器具の整備点検を行う。
- (8) 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置
- ① 製造施設の運転は原則として停止又は制御する。
    - なお、やむなく運転を続ける場合は、施設の損壊に備えて防災要員を配置し、保安上必要な体制をとる。
- (冷凍関係)
- 地震防災組織の責任者の指示により、保安上必要なバルブの操作を行い、又は応急措置のための操作を確認の上、原則として運転を停止し、冷媒設備のある部屋から退出する。
- 保安上必要なバルブ操作とは、次のアからオまでの措置とする。なお、地震発生までの時間的余裕がないときは、イからオまでの措置とする。
- ア 受液器の液量を確認し、必要に応じ冷媒液を蒸発器及び液管から受液器に回収する。
  - イ 製氷槽、ブラインクーラー、蒸発器等は液封鎖を起こさないように満液でない状態を確認して、冷媒液入口及び冷媒ガス出口バルブを閉じる。

ウ 送液管については受液器からの出口バルブを先ず閉じ、送液管内の冷媒液を蒸発器に送り込み管内の冷媒液を液封にならないように一部ガス化した状態にした後、蒸発器の入口バルブを閉じる。

エ 圧縮機の運転を停止する。

オ 受液器については、液入口バルブ、液出口元弁(又は液出口電磁弁)、均圧管元弁、ドレンパイプの元弁は閉じ、安全弁の元弁は開のままとする。各弁を操作する場合は液封鎖を起こさないように注意する。

(液化石油ガス関係)

地震防災組織の責任者の指示により、原則として製造施設の運転を停止し元弁、緊急遮断弁等を閉止する。

(一般ガス関係)

地震防災組織の責任者の指示により、原則として製造施設の運転を停止し元弁、緊急遮断弁等を閉止する。

- ② 高圧ガスの充てん作業は直ちに停止する。充てんのための接続配管バルブの開閉等は、元の状態に戻す。  
容器は、地震による転倒及び移動を防止し、必要に応じ安全な場所へ移す等の処置をする。
- ③ 火気取扱い作業は、直ちに消火し作業を停止する。
- ④ 高所作業は、高所作業中に使用した機材等の落下防止、取り片づけ等を行い、作業を停止する。
- ⑤ 荷くずれの防止、避難通路の確保、安全のための作業等緊急やむを得ない作業は速やかにすませ、それ以外の荷役作業は直ちに停止する。
- ⑥ タンクローリー、移動式荷役設備、入出荷設備等については、防災活動に支障のない場所に移動させる。また、地震による大きな移動、落下物による損傷、付近からの着火等のないように安全措置を講ずる。
- ⑦ 配管、避難通路等に重量物等の落下及び転倒のないよう巡回点検し、適切な安全措置を講ずる。

(9) 警戒解除宣言に係る措置

- ① 警戒宣言解除指令を発令し、警戒配備指令により講じた本文第3章6項の(3)から(5)まで及び(7)の措置を情報に応じて段階的に解除する。
- ② 高圧ガス設備の運転を開始する前に、災害の発生の防止又は軽減を図るための措置として講じた弁の開閉については、確実に正常に戻す。
- ③ 高圧ガス設備の運転を再開するに当たっては、運転前の点検を十分行い安全を確認する。



# 高圧ガス関係事業所が定める防災計画書

## 作成要領





## 第1章 基本的事項

### 1 適用範囲について

東京都震災対策条例第10条は、全ての事業者の責務として防災計画の作成を義務づけている。

環境局では、これに準拠し、毒性ガス、可燃性ガス、支燃性ガスを取り扱う高圧ガス保安法対象の第1種製造所、第2種製造所等について、防災計画書の届出又は防災計画表の掲示を義務づけている。本指針では、ガスの特性、事業所の規模、従来の指導経緯等を踏まえ適用範囲を限定しているが、適用範囲外の高圧ガス事業所においても本指針に準じて防災計画を作成することが望ましい。

### 2 防災計画の取扱いについて

事業者は、3ページの表の区分に沿って、防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内での掲示をするものとする。

ただし、同一施設・設備が3ページの表の複数の区分に該当する場合又は同一事業所内に複数の施設・設備があり3ページの表の複数の区分に該当する場合（いずれも第一種製造所の場合を除く。）にあつては、より上位の取扱い（防災計画書の届出と防災計画表の掲示では、防災計画書の届出となる。）に包含して一括して取り扱うことができるものとする。

防災計画書や防災計画表は、事業所単位で一括して1つのものとして作成するのが通例であるため、同一施設・設備や事業所内の複数施設・設備が複数の区分に該当する場合であっても、当該施設・設備を包括した1つの防災計画書又は防災計画表を作成すれば足りるためである。

ただし、第一種製造所については、危害予防規程の提出を求めており、同規程の提出が法定事項であることから、他と取扱いを異にする趣旨である。

防災計画書は、本文第2章から第4章までの内容に基づき作成するものとする。

防災計画表は、防災計画の概要を表にまとめたもので、本文第5章の内容に基づき作成するものとする。

ただし、他の法令等に基づき作成された防災計画で、本文第2章から第4章まで（災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策）の内容に準じたものと認められる場合は、本指針に基づく防災計画書とすることができる。

特定供給設備を有する事業所の防災計画については、当該事業所が、当該設備の設置者である販売事業者の協力のもとに、作成するものとする。

## 第2章 災害予防対策

### 1 防災の基本的事項

#### (1) 被害想定の把握

次の情報源を参考に、当該事業所において起こりうる地震災害（地震動、液状化、津波等）の程度を把握しておくこと。なお、ここに挙げた以外の情報源についても確認すること。

- ① 東京都総務局「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）
- ② 内閣府政策統括官（防災担当）「首都直下地震の被害想定」（平成17年2月）
- ③ 内閣府政策統括官（防災担当）「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」（平成25年3月）

#### (2) 地震防災体制の確立

- ① 事業所の責任者とは、原則として最高責任者を指し地震防災組織が有効に機能できること。
- ② 警戒宣言が発令された場合の事前措置等を総称して応急対策とし、地震が発生した場合の対応措置を総称して応急措置と定義している。

#### (3) 地震防災組織

- ① 警戒宣言が発令された場合及び地震により発災した場合の地震防災体制を確立するために緊急時の指揮系統を組織化するとともに、責任者及び各班の職務を明確にしておくこと。組織編成に際しては、危害予防規程にある日常の保安管理組織を利用することが望ましい。
- ② 組織図、各班の機能等は様式例1を参考にして明示すること。

#### (4) 防災教育

- ① 地震防災教育計画には防災教育の主な内容、対象者、時期等を様式例2を参考にして明示すること。
- ② 防災教育の実施については、危害予防規程にある保安教育と同時に実施してよい。

#### (5) 防災訓練

- ① 地震防災訓練計画には、主な訓練内容、対象者、時期等を様式例3を参考にして明示すること。
- ② 事業所内の訓練にとどまらず東京都などの公共機関との合同訓練及び一定の地域内での訓練等、広域的な訓練も記入してよい。

#### (6) 防災資器材

防災資器材の名称、保管場所、数量、点検時期等を様式例4を参考にして明示すること。

#### (7) 帰宅困難者対策

家族等との安否確認のための連絡手段を確保し迅速に実施する、また、交通機関の復旧状況や幹線道路の混雑状況などを勘案し、従業員等の一斉帰宅を抑制する。

### 2 施設等の安全化対策

#### (1) 安全性の点検・確認

- ① この項目の目的は事業所内の高圧ガス施設が地震に対して、どのような脆弱性を有しているかを事業所自ら認識することである。  
脆弱部分を認識することで、当該事業所の地震時等の行動に役立ち地震被害の軽減につながるからである。
- ② 安全対策計画の判断基準は、国の高圧ガス設備等耐震設計基準、東京都の安全基準及びそ

の他関係法令等で安全性を判断するものとする。

- ③ 安全対策計画には、脆弱箇所及びその状況、暫定対策、安全化対策等を様式例5を参考に明示すること。

#### (2) 耐震設計基準適合状況の確認

- ① 国の高圧ガス設備等耐震設計基準の対象となる耐震設計構造物については、レベル1耐震性能又はレベル2耐震性能への適合を確認する。また、耐震性能を満たしていないことが判明した場合には速やかに必要な措置を講ずる。
- ② 国の高圧ガス設備等耐震設計基準の対象とならない耐震設計構造物であっても、ガス漏えいによる周囲への影響が大きいと考えられる場合は自主的に耐震性能の適合状況を確認することが望ましい。

#### (3) 容器の転倒防止及び流出防止

- ① 地震の揺れにより容器が転倒し容器内のガスが漏えいしないよう、漏えい防止に必要な措置を講ずること。また容器が避難経路や通路上にある場合は、転倒し避難経路を塞ぐなどの二次災害が生じないよう転倒防止に必要な措置を講ずること。なお、この場合の「容器」とは、貯槽などの固定されているものを除く、いわゆる非固定のボンベ等を指す。
- ② 当該事業所が津波等により浸水のおそれがある場合は、浸水により容器が流出しないよう流出防止に必要な措置を講ずること。また津波等により浸水のおそれが低い場合であっても、沿岸部や河岸部に立地する場合は、万一に備え流出防止に必要な措置を講ずることが望ましい。

### 3 計画の確認と見直し

#### (1) 実施状況の確認

防災計画に基づく取組については、実施計画及び実施結果を文書化し保存しておくこと。また文書化した資料は必要なときに第三者による確認ができるようにすること。

#### (2) 計画の見直し

- ① 必要な時に計画の見直しが行えるよう、国や都、区市町村等の動向や防災に関する新たな知見について適宜確認すること。
- ② 計画策定後一定の期間が経過した場合は計画内容の確認を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

### 4 機動性確保についての配慮

防災計画は多岐にわたるため、計画の作成に当たっては、初動時において最低限必要となると思われる項目について別冊を作成するなど、速やかに取り出せる工夫を行い、機動性確保に配慮すること。

項目例は、様式例6のとおりである。

## 第3章 災害応急対策

地震発生までの態様としては、二通りが考えられる。一つは地震予知情報等に基づいた警戒宣言発令後の地震発生であり、もう一つは警戒宣言も発令されずに起こる突発的な地震発生である。

震災時の応急対策は、地震発生までの態様により措置内容が異なってくるが、ここでは突発的な地震を想定した応急措置を規定する。

### 1 地震時の初期措置

- (1) 初期措置を実施する際は、事業所員の安全に特に配慮する必要がある。
- (2) 「相当な影響を与える」の判断については、事業所の状況によって異なってくるので事業所の判断によるが、一般的には震度（気象庁式。以下同じ。）4以上程度を想定している。
- (3) 消火設備及び除害のための用具を直ちに使用できる状態にし、毒性ガスについては除害設備を運転すること。なお、停電を予想し保安電力への切替えも準備する必要がある。

### 2 ガス漏えい時の措置

- (1) 関係者とは、地震防災組織の責任者（又は事業所長）、関係部門の責任者等を指し、必要に応じて警察、消防等の行政機関及び地域防災組織も含むものとする。
- (2) 「ガスの物性及び状態に応じた防止措置」とは、毒性、可燃性、支燃性及び液化ガスごとの具体的な防止対策をいう。

### 3 周囲火災時等の措置

- (1) 高圧ガスを貯蔵している貯槽等が、火災に包まれると急激な温度上昇に伴い圧力も急上昇し、貯槽自体が破裂するおそれがある。貯槽が爆発的に破裂すると被害も甚大なものになるので火災については特に十分な対処をする必要がある。
- (2) 「状況に応じて」とは、貯槽等が火災に包まれ爆発するおそれがある場合であり事業所自らの判断によるものとする。
- (3) 「安全な方法等により」とは、可燃性ガスについては放出に当たって着火かつ滞留せずに拡散できる方法、場所に放出し、毒性ガスについては除害設備に放出することを意味する。

### 4 避難誘導

災害の拡大防止及び連絡に必要な防災要員にも危険が及ぶ場合には、防災要員も避難すること。

### 5 警戒宣言発令時の応急対策

「警戒宣言及び地震予知情報の内容に応ずる」とは、当該事業所における予想震度の大小により、かつ地震発生までの余裕の程度に応じた意である。なお、東海地震の発生により東京が受ける震度は、5の強又は弱程度と予想されている。

この予想震度や発生までの予想時間に応じた対応策又は対策の緩急順位を検討しておくことが望ましい。

(参考)

震度5強における屋外の状況としては、気象庁の資料によると①補強されていないブロック

塀の多くが崩れる、②据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある、③多くの墓石が倒れる、などである。

(1) 警戒宣言及び地震予知情報の伝達

- ① 受領責任者は平日、休・祭日及び昼夜間を区別し事業所に常駐している者等から選任すること。
- ② 受領責任者は、地震防災組織の最高責任者（不在のときは代理者）及び事業所長に「地震警戒宣言」「地震予知情報」の内容を確実に伝達できるよう、様式例 7 を参考に伝達様式、経路及び組織内の職務分担を定めておく必要がある。

(2) 応急対策の確立

地震防災組織を円滑かつ確実に機能させるために、事業所内に地震防災対策本部を設置し統一的に運用することが望ましい。

(3) 待機の勧告又は指示

待機についての対象者、時期、場所等をあらかじめ定めておく必要がある。

(4) 救急体制の確保

専門医等の診断を受けるまでの応急処置ができる程度の資器材、薬剤を準備すること。

(5) 消防・水防その他の緊急措置

消火設備等は正常かつ直ちに使用できる状態にしておくこと。

(6) 施設、設備及び防災資器材の整備点検

保安上必要な施設及び設備については、正常に稼働できることを確認し、防災資器材は数量、保管場所及び正常かつ直ちに使用できることを確認すること。

(7) 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

製造施設の運転停止等については、施設の機能及び社会的責務によって異なるので業種ごとに定めることとする。

しかし、やむなく運転を続行する場合には施設の破壊及び損傷に備えて防災要員を配置し保安上必要な措置を十分に行う必要がある。

(8) 警戒解除宣言に係る措置

警戒解除宣言に基づき運転を再開する時は、弁の開閉を確認するなど十分な注意を要する。

## 第4章 災害復旧対策

### 1 震災後の運転再開時等の措置

#### (1) 震度4以下の地震を受けたとき

- ① 震度は気象庁式とする。
- ② 貯蔵所は定期自主検査の代わりに自主検査をする。
- ③ 運転再開に当たっては、弁の開閉を確認するなど十分な注意を行うこと。

#### (2) 震度5弱以上の地震を受けたとき

ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認したうえで高圧ガス施設の使用を再開する。ただし、1ヵ月以内に定期自主検査等を実施する。地震の直後には異常がない場合でも、その影響から、再開後しばらくすると異常が出ることを考えられるため、1ヶ月以内の検査を実施することとしたものである。

#### (3) ガス漏えい等の事故が発生した時

ガス漏えい事故の修理について変更許可を要するものは、変更申請を行うこと。

### 2 事業継続計画

本文10ページに定める事業継続計画（BCP）を策定する際は、次を参考にするとよい。

- (1) 東京都産業労働局商工部経営支援課「東京発 チーム事業継続（東京都BCP策定支援事業）」  
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/keiei/BCP/bcp/index.htm>
- (2) 経済産業省中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」  
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

## 第5章 防災計画表

防災計画表は、第二種製造所は様式例8-1を、第二種貯蔵所には様式8-2の2例を参考にして以下の要領に従い作成する。

様式例は参考であり、必ずしもこの様式による必要はない。

また、第1章の「3 基本的事項」にも掲げたとおり、本指針の第2章から第4章までの内容に準じたもの（項目を満たすもの）であれば、別様式によってもよい。

### 1 基本的事項

- (1) 貯蔵量は、許可を受け、又は届出をした貯蔵能力を記入する。
- (2) 総括防災責任者は、防災体制づくりの権限を有する者で、原則として事業所の最高責任者とする。

### 2 地震に備えての事前計画

#### (1) 予防対策

地震等の災害に備えて、日常から実施すべきことを定めている。

##### ① 防災体制づくり

警戒宣言発令時や地震時の対策等を迅速かつ的確に実施する地震防災体制を確立することを目的にしている。

この防災体制を支える組織化に当たっては、各班又は各員の役割を明確にする必要がある。

##### ② 防災教育及び訓練

防災応急措置等を円滑に実施するため、定期的に防災教育等を実施することが重要である。

##### ③ 施設の危険箇所の点検と安全対策

高圧ガス施設を点検し、地震に弱い箇所を事前に把握することを目的としている。

##### ④ 防災資器材の整備

地震等に備えて、日常から準備してある防災資器材を確認し、いつでも正常に使用できる状態に整備しておくこと。

防災用具とは、消火バケツ、救急資材、非常用持出品、工具、保護具類、防災キャップその他ガス漏れ止め用具等を指す。

#### (2) 警戒宣言発令時の対策

警戒宣言が発令された場合、事前にとるべき措置等を定めている。予想される地震動に合わせて行動する必要がある。

なお、警戒宣言は、東海地震発生を予知して事前に発令されるものであり、東海地震の発生により東京が受ける震度は5の強又は弱程度と予想されている。

##### 事前措置

事前措置の内容は、一般的措置を列挙したのにすぎないので、各事業所の実態に合わせて必要な措置も別途、定めておくことが大切である。

### 3 地震時の活動計画

#### (1) 地震時の活動対策

地震が発生したときの主要な活動対策を定めている。

##### ① 応急措置

災害の拡大防止と被害の軽減を図るために、行わなければならない措置であるから、的確に実施する必要がある。応急措置の内容は、一般的措置を列挙したのにすぎないので、実際の災害を想定した状況に合わせた具体的な措置を考慮することが大切である。

② 情報の連絡

被害が拡大して危険が生じた場合は、付近住民へ状況の伝達・避難誘導を行う必要がある。

(2) 復旧活動時の災害・火災防止対策

震災後の復旧活動時における、二次災害を防止するための活動を定めている。

(3) 避難方法の確認

従業員、付近住民を避難させる先を明示しておくことを目的としている。

① 避難場所

都及区市町村が指定する公的な避難場所を記入する。

② 避難経路

主要な地点を明示し、避難経路を明確にしておく必要がある。

③ 避難誘導の方法

付近住民等を避難させる具体的な方法を記入しておく必要がある。例えば、従業員による付近住民への呼びかけや掲示板の利用などが考えられる。

#### 4 地震時等の行動計画図

建物等の平面図を書き入れる。

火気使用場所、消火器材、高圧ガスの保管場所、危険物の保管場所などを略号で書き入れる。

使用火気ごとに「出火防止」の担当者、消火器材ごとに「初期消火」の担当者などを決める。

高圧ガスや石油類などの危険物の漏えい防止要領や責任者を決める。

一時、建物内で身の安全を図る場所を斜線で表示する。

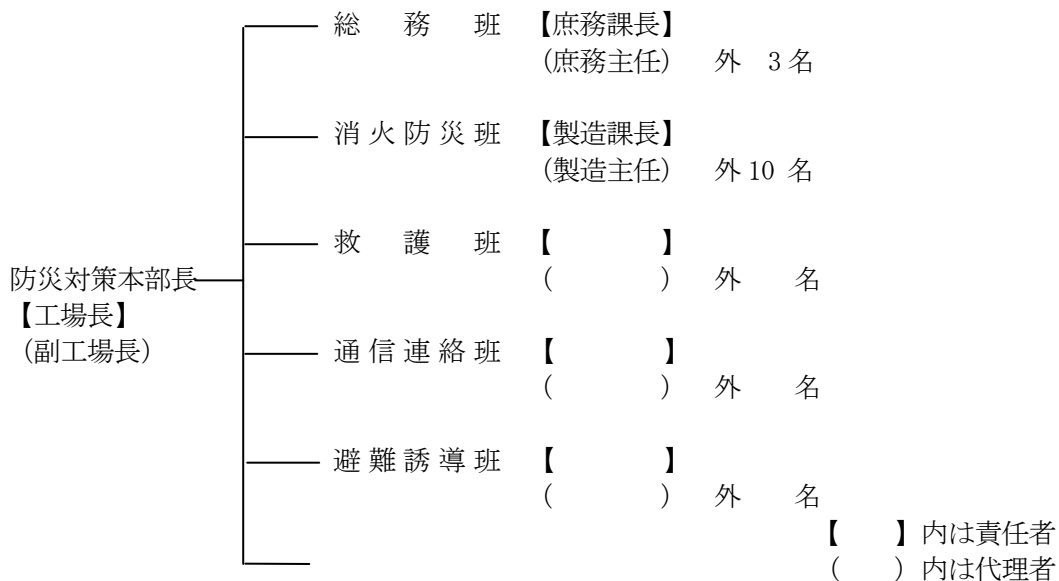


## 様式例 1 地震防災組織

(解説)

- (1) ここでは地震防災組織の様式と記入方法を示している。事業所の規模によって異なるので、この例示を参考にして事業所の状況に合った適切な地震防災組織を編成すること。
- (2) 各班の機能としては、警戒宣言発令時の応急対策と地震時の応急措置及び救護、避難誘導等を最低限担保できること。
- (3) 組織の編成に当たっては、勤務時間外に災害が発生し、かつ通信や交通手段が寸断された場合も考慮すること。
- (4) 地震防災組織は、表にして事業所内に掲示すること。

(組織図の例)



(職務内容の例)

職務名	職務内容
本部長 (氏名)	○防災対策全般（人事、組織、指令等）を総括し、人命の保護、火災発生防止及び二次災害発生の防止措置を指示する。
総務班 (氏名)	○本部長の指示を本部、各班及び各課に伝達して各対策の情報収集・報告を行い連絡業務に適切な指示をする。 ○避難状況を把握し情報を本部長に報告する。
消火防災班 (氏名)	○警戒宣言が発令された場合の応急対策を実施する。 ○地震発生時の応急措置を行う。 ○二次災害発生時の初期消防活動を行う。
救護班 (氏名)	○救急措置及び医薬品、救急資材の確保を行う。 ○避難場所（負傷者等の受入準備等）を設営する。
通信連絡班 (氏名)	○関係行政庁（警察、消防、都庁等）、地域防災組織等との連絡業務を行う。 ○消火防災班への対策業務の指示伝達を行う。
避難誘導班 (氏名)	○地域住民への広報及び避難誘導を行う。 ○事業所員等の避難誘導を行う。

## 様式例 2 地震防災教育計画

(解説)

- (1) ここでは地震防災教育計画の様式と記入方法を示している。
- (2) 保安教育計画との絡みもあるので、ここでの教育計画表は、今後、保安教育計画及びその実施記録に振り分けてもよいことにする。
- (3) 地震防災教育計画及びその実施記録は、必要な時に第三者による確認ができるようにすること。

(教育内容の例)

- (1) 地震に関する知識についての教育
  - ① 地震防災上必要な地震に対する基礎知識
  - ② 地震による事故例及びその対策
  - ③ 可燃性・毒性ガスの漏えいの可能性が大きい場所、その程度、対策に対する知識
  - ④ 高圧ガス施設に対して地震が与える影響及び被害に関する基礎的知識
- (2) 地震法及びその関係法令、地震防災規程(危害予防規程の当該防災計画)及び当該事業所規程(防災細則)についての教育
- (3) 当該防災計画の「警戒宣言発令時の応急対策」「地震時の応急措置」に関する具体的知識
- (4) その他

(教育計画の例)

(平成 年度)

予定日	主な教育内容	実施責任者	対象者	実施日	検 印	
					所長	課長
5月下旬	○地震に関する知識	庶務課	新人社員 10名	5月25日	印	印
6月中旬	○地震防災規程の具体的知識	保安課	製造課員 8名	6月20日	印	印
10月下旬	○地震対策	保安協会 主催	防災要員 3名			
11月初旬	○地震関係法 ○防災規程 ○応急対策・応急措置	庶務課	配置転換 職員 5名			

### 様式例 3 地震防災訓練計画

(解説)

- (1) ここでは地震防災訓練計画の様式と記入方法を示している。
- (2) 地震防災訓練計画及びその実施記録は、必要な時に第三者による確認ができるようにすること。

(訓練内容の例)

- (1) 地震に対する総合防災訓練
- (2) 警戒宣言発令時の応急対策に関する訓練
- (3) 地震時の応急措置に関する訓練
- (4) 消火訓練及び防災資器材の使用に関する訓練
- (5) その他

(訓練計画の例)

(平成 年度)

予定日	訓練内容	実施責任者	対象者	実施日	備考
4月中旬	○応急対策と応急措置 ○消火訓練	消火防災班	消火防災班 12名	4月10日	
6月上旬	○消火訓練 ○防災資器材の使用方法	地域防災協議会支部	防災組織の 責任者 5名		
10月下旬	○総合防災訓練	東京都	各班から 6名		

#### 様式例 4 防災資器材一覧表

(解説)

- (1) ここでは防災資器材一覧表の様式と記入方法を示している。
- (2) 空気呼吸器のボンベについては、法定期間ごとの容器検査を受けること。
- (3) 消火器についてもメーカー指定の使用期限の切れたものは必ず中味の薬剤等を取替えること。
- (4) 点検した結果、不良なものについては修理するか買い替えるかして正常に使用できる状態にしておくこと。
- (5) 防災資器材一覧表及びその点検記録は、必要なときに第三者による確認ができるようにすること。

(防災資器材の例)

名 称	数 量	保管場所	点検期間	点 検 日 と 責 任 者			
空気呼吸器	2	製造課	1年 (容器は 3年)	平10年 5月 印			
防毒マスク	2	製造課	1年				
防毒衣	2	製造課	1年				
保護長靴・手袋	2	製造課	1年				
消火器	10	施設各所	1年				
工具	一式	製造課	1年				
ガス漏れ止め用具	一式	製造課	1年				
ロープ	200m	倉庫	1年				
土のう	10	倉庫	1年				
バケツ	5	倉庫	1年				

## 様式例 5 安全対策計画

(解説)

- (1) ここでは安全対策計画の様式と記入方法を示している。
- (2) 脆弱箇所が判明した場合、応急的な暫定対策と脆弱性を解消するための安全化計画を作成すること。なお安全化計画では、対策を講ずる期限を明示すること。
- (3) 耐震性能基準への適合を確認した結果、耐震性能基準を満たしていないことが判明した場合の措置についても、安全対策計画に盛り込むこと。
- (4) 安全対策計画及びその実施記録は、必要なときに第三者による確認ができるようにすること。

(安全対策計画の例)

点検年月日	現状での脆弱箇所及び状況	安全対策計画	
		暫定対策	安全化計画
平成 25年〇月〇日	機械室の建築構造は鉄筋コンクリートであるが老朽化が著しい。	応急的改修を行う。	平成27年〇月迄に、耐震性の建築構造に改築する。
平成 25年〇月〇日	ガス漏えい検知器と緊急しゃ断弁が連動していない。	事業所内の防災体制の充実を図る。	平成26年〇月迄に、ガス漏えい検知器と緊急しゃ断弁の連動に係る改善措置を講ずる。

## 様式例 6 被災当初時に必要となると考えられる最低限の項目

(解説)

(1) ここでは指針の機動性確保のため、防災計画指針のうち被災当初に最低限必要となる項目を例示し、内容と記入例を示している。

(2) 参考のため例示したものであり、防災計画(表)の整備の際に留意いただきたい。

(項目表の記載例)

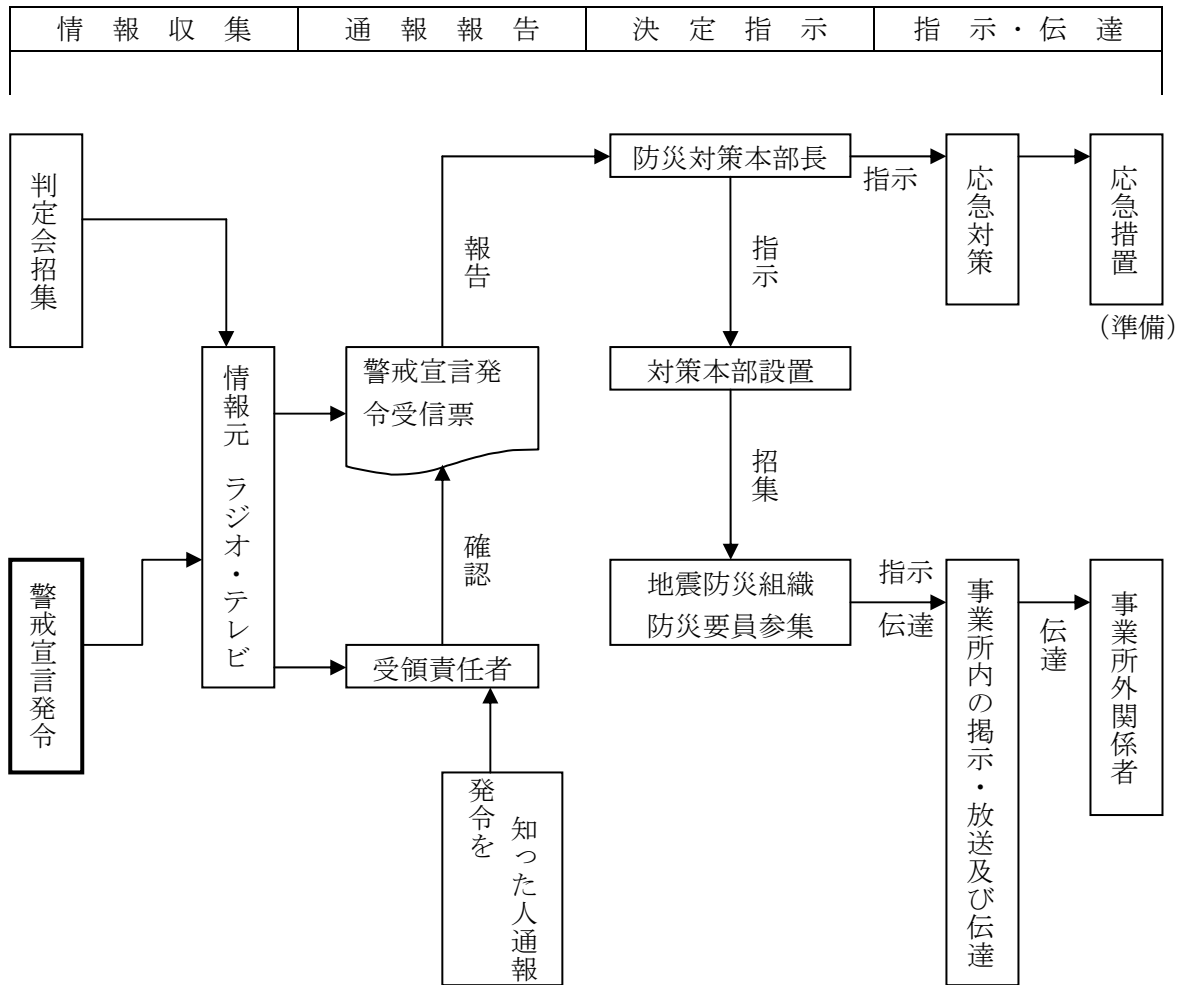
NO	項目	内容(例)	整理しておくもの(記入例)	チェック
1	防災組織 ・連絡先	・緊急時に連絡すべき防災組織等やその連絡先(最新の緊急連絡表)が備えてあり、すぐに取り出せるようになっていますか。	○緊急連絡表 ・防災組織の長などの緊急連絡表、連絡先 ・△△消防署 ・△△防災事業所	✓
2	初期措置(1) 点検・確認	・地震を感知したときは、マニュアル等によりすぐに高圧ガス施設を点検し異常の有無を確認できますか。 ・従業員等に被害がないことの確認がとれますか。	○点検マニュアル(抜粋) ・点検箇所1(△△) ・点検箇所2(△△) ・点検箇所3(△△) ○勤務表、内線	✓ ✓
3	初期措置(2) ・運転停止 ・除害設備	・地震の規模が大きいときは、すぐに緊急運転停止マニュアルなどで機器の運転を停止し、除害設備の稼働、消火設備等の準備などを行えますか。	○緊急運転マニュアル(抜粋) ・除害設備(△△)の操作方法 ○除害設備の位置 ・消火設備(位置図)と操作方法	✓ ✓
4	初期措置(3) ・ガス漏えい時の措置	・漏えいを発見した時はすぐにガス漏えい時マニュアル等により、漏えい箇所を発見し、ガス漏えい防止措置を行えますか。 ・万一、引火した時の対応が行えますか。	○漏えい時マニュアル ・ガス漏えい時には△△による漏えい防止作業を行う。 ・ガス引火時には、△△により初期消火を行う。鎮火しない場合、関係機関(△△)へ連絡する。	✓
5	初期措置(4) ・避難誘導	・高圧ガス又はその他による災害が拡大し、危険になった場合は事業所員及び附近住民に対して適切に避難誘導を行えますか。	○避難経路図など ・構内経路、広域避難所 ○避難誘導方法 ・対応者、持ち出し品など	✓ ✓
6	震災後の運転再開等 の措置	・設備を点検し、安全を確認した後で運転を再開する手順を知っていますか。	○施設・設備の運転再開のための手順 ・△△を確認、 ・△△(保安責任者)確認等	✓

様式例 7 情報伝達基準

(解説)

- (1) ここでは情報伝達基準の様式と記入方法を示してある。
- (2) 伝達基準は、この例示を参考にして事業所の規模に合わせた適切なものを作成すること。

(伝達基準の例)







大地震、警戒宣言発令時のときどう行動するのか

# 高圧ガス事業所 ( ) 防災計画表

事業所名 取扱いガス名 貯蔵量 kg

消 防 署	1 1 9
警 察 署	1 1 0
環境局・所管課	
地域防災組織等	

総括防災責任者  
(緊急連絡先)

地震に備えての事前計画

地震時等の行動計画図

地震時の活動計画

■ 予 防 対 策

項 目	内 容	責任者
防災体制づくり	○ 震災対策組織を編成し、役割分担を決める。 ○ 警戒宣言発令時の対策を作成する。 ○ 高圧ガス漏えい時等の応急処置方法の手順書を作成する。 ○ 夜間・休日等の情報収集、伝達・参集体制を確立する。 ○ 地域防災組織との応援体制を強化する。	
防災教育	○ 6ヶ月に1回以上、従業員に防災教育をすすめる。 ○ 組織的な総合訓練、漏えい時等の初期措置、防災資器材の使用方法等の防災訓練を行う。	
施設と設備の安全点検	○ 高圧ガス設備・容器置場及び関連建築物の安全点検・補強等の耐震対策を行う。 ○ 高圧ガス設備等周辺の危険箇所を把握する。	
漏えい防止	○ 火を使用する周囲の可燃物等を整理する。 ○ 器具類の点検と対震自動消火装置の設置等の安全化を推進する。 ○ 高圧ガスの漏えい防止対策を推進する。	
防災資器材の整備	○ 散水装置・消火器・保安電力用器材及び除害設備等を整備する。 ○ 空気呼吸器等の防災用具及び防災薬剤を整備する。 ○ 救急作業資材及び救急手当用品を整備する。	

■ 警 戒 宣 言 発 令 時 の 対 策

項 目	内 容	責任者
情報の収集伝達	○ 関係情報を収集する。 ○ 警戒宣言の正しい情報を従業員等に伝える。	
事前措置	○ 高圧ガス関係設備の運転・作業の停止又は制限をする。 ○ 火気作業、火気施設を停止する。 ○ 容器の鎖がけ等の転倒・転落防止措置を行う。 ○ 防災・救急資器材を直ちに使用できる状態にする。 ○ 可燃物を片付ける。 ○ 地震時の初動措置、応急措置に必要な人員の確保と指示をする。 ○ 事前措置完了後、待機者を事業所の安全な場所に誘導する。 ○ 安否確認のための連絡手段を確保する、一斉帰宅を抑制する。	

★ 記入要領  
裏面の記載例による。  
図の中に記入する略号の例

火.....火気場所  
消.....消火器・消火バケツ  
ガ.....高圧ガス施設  
危.....石油類施設

■ 地 震 時 の 活 動 対 策

項 目	内 容	責任者
初動措置	○ 従業員に対して慌てないよう指示する。 ○ 事業所内外の出火状況を把握する。 ○ 火災が発生した場合、初期消火を行う。 ○ 被災者の有無を確認する。 ○ 周辺地域の消火活動に協力する。	
施設等の点検	○ 高圧ガス設備、建物等の被害状況を点検する。 ○ 容器の転倒と損傷状況を点検する。 ○ 高圧ガス設備、容器のガス漏れの有無を点検する。	
応急措置	○ 地震規模が大きい時は元弁、緊急遮断弁等を閉止する。 ○ 被害状況に応じ、高圧ガス設備等の運転・作業及び火気器具類の使用を停止する。 ○ ガスが漏えいした時は、漏えい防止措置を講ずる。 ○ 消火設備、除害設備等の準備・稼働を行う。 ○ 被害状況に応じて周辺住民、従業員等を避難させる。 ○ 被害の状況に応じ、消防等の関係機関に通報、地域防災組織等に応援を要請する。	
情報の連絡	○ ラジオ・テレビ等で近辺の被害状況の情報収集をする。 ○ 従業員に正しい情報を連絡する。 ○ 被害状況に応じて周辺住民、従業員等を避難させる。	

■ 復旧活動時の災害・火災防止対策

内 容	責任者
○ 復旧のための体制作り・事前準備をする。生活に不可欠なガスを扱う場合、事業継続計画作成に努める。 ○ 倒壊、又は被害を受けた構造物・設備等の使用禁止等の措置をする。 ○ 高圧ガス設備等の運転又は使用開始に当たっての安全点検を行う。 ○ ガス漏れが原因の火災や通電による電気火災の発生を防止する。 ○ 工事等を行う業者に対する安全指導を行う。	

■ 避 難 方 法 の 確 認

避 難 場 所	避 難 場 所 一時集合場所
避 難 経 路	(1次) (2次)
避 難 誘 導 の 方 法	

・ 東京都震災対策条例 10 条に基づく消防庁告示 (東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示、平成 13 年第 2 号) 準拠  
・ 本表は、第二種製造所等に用いるものとする。

大地震、警戒宣言発令時のときどう行動するのか

高圧ガス事業所 ( )

# 防災計画表

事業所名 取扱いガス名 貯蔵量 kg

消防署	119
警察署	110
環境局・所管課	
地域防災組織等	

総括防災責任者  
(緊急連絡先)

地震にそなえての事前計画

地震時等の行動計画図

地震時の活動計画

## ■ 予防対策

項目	内容	責任者
防災体制づくり	○警戒宣言発令時の事前措置と地震時の措置等を行う。 ○各員又は各班の役割分担を決める。	
防災及び訓練	○6ヶ月に1回以上、従業員に防災教育をする。 ○震災発生を想定した防災訓練を行う。	
施箇と設所安の全危険点検	○容器置場の安全点検を行う。 ○容器の転倒防止対策を強化する。 ○置場周辺の危険箇所を把握する。	
出火防止	○可燃物等を整理する。 ○火気器具類の点検、対震自動消火装置等を点検する。 ○火気器具類を安全な場所で使用する。	
防災資器材の整備	○消火器・散水設備を点検する。 ○防災用具等を整備する。	

## ■ 警戒宣言発令時の対策

項目	内容	責任者
情報連絡	○警戒宣言の正しい情報を従業員等に伝える。	
事前措置	○容器の鎖がけ等の転倒・転落防止措置を行う。 ○可燃物を片付ける。 ○消火器と防災用具等をすぐ使用できる状態にする。	
待機	○可燃物を片付ける。 ○地震時の初動措置、応急措置に必要な人員の確保と指示をする。 ○事前措置完了後、待機者を事業所の安全な場所に誘導する。 ○安否確認のための連絡手段を確保する、一斉帰宅を抑制する。	

★ 記入要領

裏面の記載例による。  
図の中に記入する略号の例

火 ..... 火気場所  
消 ..... 消火器・消火バケツ  
高 ..... 高圧ガス施設  
危 ..... 石油類施設

## ■ 地震時の活動対策

項目	内容	責任者
初動措置	○客や従業員に対して慌てないよう指示する。 ○建物の中で一時的に身の安全を図る。 ○初期消火に努める。	
容器置場の点検	○置場等の損壊状況を点検する。 ○容器の転倒と損傷状況を点検する。 ○高圧ガス設備、容器のガス漏れの有無を点検する。	
応急措置	○ガスが漏えいした時は、漏えい防止措置を講ずる。 ○漏えいガスに着火した場合は、消火及び延焼防止に努めると共に、状況に応じて従業員、付近住民等を避難させる。	
情報の連絡	○近辺の被害状況をつかむ。 ○客、従業員に正しい情報を連絡する。 ○状況に応じて周辺住民、従業員等を避難させる。	

## ■ 復旧活動時の災害・火災防止対策

内容	責任者
○復旧のための体制作り・事前準備を行う。生活に不可欠なガスを扱う場合、事業継続計画作成に努める。 ○倒壊又は被害を受けた構造物・設備等の使用禁止等の措置をする。 ○高圧ガス施設等の使用開始に当たっての安全点検を行う。 ○工事等を行う業者に対する安全指導を行う。	

## ■ 避難方法の確認

避難場所	避難場所 一時集合場所
避難経路	(1次) (2次)
避難誘導の方法	

・東京都震災対策条例10条に基づく消防庁告示（東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示、平成13年第2号）準拠  
 ・本表は、高圧ガスの貯蔵に係る事業所等に用いるものとする。

## 防災細則の作成要領

### 警戒宣言発令時の応急対策

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報の受領責任者及びその職務  
受領責任者は、例えば、平日昼間勤務時間内は庶務主任、夜間勤務時間内は宿直者、休日は昼夜間を通じて宿直者とする。
- (2) 「警戒宣言」及び「地震予知情報」の処理
  - ① 警戒宣言の発令から地震発生までの時間が極めて短く応急対策の実施を全く講ずることができない場合を想定して、あえて応急対策の実施に優先度を設けたものである。通常は応急対策を全て実施する必要があることは言うまでもない。
  - ② 「警戒配備指令」は応急対策の実施を指令することであるが、合わせて地震時の応急措置を行うのに必要な準備を行うことも必要である。
- (3) 伝達方法  
「所内指令」の伝達について組織化し、経路、方法等をあらかじめ定めておく必要がある。
- (4) 待機の勧告又は指示
  - ① 待機についての対象者、時期、場所等は、全員に周知、徹底させること。警戒宣言発令後は、勧告又は指示が従業員及び事業所内の関係者に遵守されるよう伝達、掲示等を講じておく必要がある。  
東海地震が発生した場合、東京の震度は5程度と予想されている。その震度の場合、家屋の倒壊はなく壁などのひび割れや、すわりの悪いものが倒れるなどの被害と思われる。そのため事業所内の安全な場所に一時待避するだけとする。
  - ② 防災活動とは、警戒宣言発令時の応急対策の実施及び地震時の応急措置の準備等を指す。
- (5) 救急体制の確保  
内服薬及び外用薬は家庭で用いる程度のものでよい。
- (6) 消防・水防その他の緊急措置  
ここでの施設とは、高圧ガス設備を収容する建築物で収容室、貯槽室、機械室等を指す。
- (7) 施設・設備及び防災資器材の整備点検
  - ① バール及び大ハンマーは、地震によりドアが開きにくいとき等に用いるものである。非常用ロープは、防災活動時の命綱又は発災後の防災活動の立入禁止用として用いるためのものである。
  - ② 社内放送、トランシーバー、メガホン、ハンドマイク等が正常、かつ直ちに使用できること。
- (8) 災害の発生の防止又は軽減を図るための措置
  - ① 公共施設（上水道、病院など）、公共的役割を有する施設及び特別な損失を被るおそれのある施設以外で、運転を停止できる施設は一時的には停止すること。
  - ② 事業所内を点検し、発火のおそれのある火気取扱い作業以外のものについても消火等の安全措置を講ずること。

- ③ 特に毒性ガス又は可燃性ガスのタンクローリー等については、破壊及び着火により被害が拡大するおそれがあるので十分な安全措置を講ずること。

(9) 警戒解除宣言に係る措置

- ① 「情報に応じて」とは、気象庁等が発表する地震情報を指し解除宣言に際して付帯情報等がある場合には、その情報内容を考慮する必要がある。
- ② 「運転前の点検」とは、始業前の日常点検内容を指すものとする。
- ③ (冷凍関係)

冷凍設備を長時間運転休止後に運転を始める場合は低圧部の圧力上昇等が原因になり圧縮機に「液戻り」を生じることがある。このような場合は圧縮機の起動に際しては、蒸発器の冷媒出口弁又は圧縮機の吸入弁を徐々に開けるか圧縮機にアンロードを掛けて起動する等「液戻り」防止対策を講ずる必要がある。

## 参考資料

改正の経緯

主な改正点

新旧対照表（本文）



## 改正の経緯

### 1 経緯

東京都環境局では、平成23年3月の東日本大震災を契機とし、その後平成24年4月に出された都の新たな被害想定を踏まえ、「災害時における高圧ガス施設の安全性の確保」など2つの課題を掲げ、その検討を行うために、学識経験者、関係業界、行政からなる「高圧ガスの保安及びLPガスの活用に関する検討会」を平成24年9月に設置し、平成25年3月に検討結果をとりまとめた。

その検討の中で、災害時における高圧ガス施設の安全性の確保のためには、ハード面の対策とあわせソフト面の対策として防災計画の策定が必要であるが、防災計画指針に基づく防災計画について形骸化している課題があり、①「実効性と機動性の向上」「平時からの安全意識の向上」「BCP（事業継続）の視点」の新たな視点を取り入れた指針の見直しが必要、②新たな指針に基づく防災計画等作成の働きかけとともに提出を求めていく、ことが必要であるとされた。

防災計画指針の改正について具体的に検討するためには、同指針に基づき防災計画を作成する事業所等の関係団体の意見を聴く必要があるため、高圧ガス及び火薬類保安行政推進会議推進会議の基に、高圧ガス関係3協会より推薦を受けた者からなる専門委員会を設置し、検討のうえ必要な改正を行った。

### 2 専門委員名簿（委員氏名は敬称を省略）

委員氏名	所 属	備 考
木村 秀嘉	東京都環境局 環境改善部環境保安課長	委員長 (環境改善部長指名)
池田 賢治	公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会	(公社) 東京都高圧ガス保安協会からの推薦
松崎 勝	一般社団法人 東京都LPガス協会	(一社) 東京都LPガス協会からの推薦
山本 信博	一般社団法人 東京都LPガススタンド協会	(一社) 東京都LPガススタンド協会からの推薦者
青山 光雅	城南共同酸素株式会社	(公社) 東京都高圧ガス保安協会からの推薦
大渡 正	東京団地冷蔵株式会社	(公社) 東京都高圧ガス保安協会からの推薦

### 3 専門委員会開催状況

開催時期	主な開催内容
第1回 平成25年7月 2日	検討会報告、委員会への依頼、改正指針案の検討
第2回 平成25年8月26日	改正指針案のとりまとめ





## 主な改正内容

NO	項目	検討会報告書(欄外下段はその他のもの)	改正の考え方	(記載ページ)	防災計画指針改定案での記載	備考
1	指針に基づく作成の働きかけ	①都は、防災計画等の作成を求められている事業所に対し、防災計画等を作成するよう働きかける必要がある。 ②また、法定検査等の機会を利用して、防災計画等の作成状況等を適宜確認する必要がある。	⇒ (現行指針と同様、対象事業所全てに計画作成を求めるが、指針による提出の義務付けの範囲は変えない。)		(改正防災計画の対象事業所への周知及び策定依頼を通じ、作成を働きかける。)	・防災計画確認調査委託を活用 ・24年度調査結果(添付資料)の活用
2	指針以外の法令等に基づく防災計画等の承認	①別の法令(事業所防災計画等)や自社規程に基づき防災計画等を作成している事業所や、防災計画指針で防災計画等に盛り込むべき内容を実践している事業所も多いことから、事業所の負担を増やさないう、防災計画指針を満たしている場合は形式にこだわらず認めることが必要である	⇒ ①指針に準じた内容となっている場合、指針に基づく防災計画として認める	・本文P3「3」 ・要領P21「2」	①「基本的事項」の「3 防災計画の取扱い及びその内容」で、「他の法令等に基づき作成された防災計画で、本文第2章から第4章までの内容に準じたものと認められる場合は、本指針に基づく防災計画書とすることができる。」こととした。	本文第2章～第4章の内容:災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策
3	実効性の向上	①連絡先が古いままであったり防災計画指針の記載例をそのまま引用するなど、実効性を伴わない内容と思われるものが散見された。 いざという時に有効に機能する防災計画とするためには、事業所が必要に応じて内容の確認や変更を行い、防災計画が常に現状に即したものとなるよう、防災計画指針を通じて事業所に促していく必要がある。 ②また、各々の事業所の実情に即した対策を講じることができるよう、防災計画指針を通じて実効性の高い内容とするよう促す必要がある。	⇒ ①計画の内容を見直しさせることにより実効性を確保する。 ②計画作成を通じ、自施設の安全性を確認させることにより、実効性を確保する。	・本文P6「3」 ・要領P23「3」	①②「予防対策」に「3 計画の確認と見直し」の項目を設け、明記した。 計画の見直しでは、「必要な時に計画の見直しが行えるよう、国や都、区市町村等の動向や防災に関する新たな知見について適宜確認すること」や、「計画策定後一定の期間が経過した場合は計画内容の確認を行い必要に応じて見直しを行うこと」を求めた。 ②「1 防災の基本的事項」中「(1)被害想定 of 把握」,「2 施設の安全化対策」中、「(2)耐震設計基準適合状況の確認」「(3)容器の転倒防止、流出防止」を明記し、これらの点も確認した計画とするなど、各事業所の実情を踏まえた計画を作成することとしている。	
4	機動性の向上	①一部の事業所では防災計画書の内容が膨大で、災害時に計画の内容が即座に確認できないと思われるものも散見された。 いざという時に計画に基づき必要な行動が取れるよう、防災計画指針の内容をシンプルで機動性の高い方向に見直す必要がある。	⇒ ①発災当初、最低限行う内容をすぐに取り出せるようにすることにより、機動性を確保する。	・本文P6「4」 ・要領P23「4」	①「災害予防対策」の「4 機動性確保についての配慮」に「防災計画書は多岐にわたるため、計画作成時においては、初動時において最低限必要と思われる項目について、速やかに取り出せるなど、機動性確保に配慮すること」(項目例は、様式例6のとおり)	※要領中、様式例6(被災当初時に必要となると考えられる最低限の項目)P34
5	平時からの安全意識の向上	①都は、防災計画の内容について理解されているか、防災訓練や防災教育が適切に実施されているか、防災資器材が使用可能な状態で備えられているかなど、事業所が平時よりチェックすべき項目を防災計画指針に加える必要がある。 ②また事業所は、定期的に防災対策や安全意識について自らチェックし、都が必要ときに確認できるようにしておくことが必要である。	⇒ ①報告書に記載された定期的にチェックさせる事項を明示する。 ②自己チェックできるようにする。また都が確認できるようにする。	・本文P6「3」 ・要領P23「3」	①②「予防対策」に「3 計画の確認と見直し」の項目を設け、明記した。 「(1)実施状況の確認」として「防災計画書に基づく取組については、実施計画や実施結果を文書化し保存しておくこと。また文書化した資料は必要な時に第三者による確認ができるようにすること。」とするとともに、例示した各様式中にも記載した。 また「(2)計画の見直し」として、「計画策定後一定の期間が経過した場合は計画内容の確認を行い必要に応じて見直しを行うこと」を求めた。	※要領中、様式例2～5(防災教育、防災訓練、防災資器材、安全対策)P30～33「計画及び実施記録については必要な時に第三者による確認ができるようにすること」として
6	BCP(事業継続)の視点	①高圧ガス施設の中には都民の暮らしに不可欠なガスを取り扱う事業所も含まれており、防災計画の中にBCPの視点を盛り込むことも必要である。 ②設備の安全性を確保するとともに従業員の生命をどのように守るのか、またどのような手順で復旧に努めるのか、あらかじめ検討し、適宜計画に盛り込むことが必要	⇒ ①②必要なガスを扱う施設では、BCPの視点を盛り込むようにする。	・本文P10「2」 ・要領P26「2」	①②「災害復旧対策」の「2 事業継続計画(BCP)」の項目を追加し、「LPガスや酸素など、都民の生活に不可欠なガスを取り扱っている事業所においては、震災後も速やかに供給を行えるよう、あらかじめ事業継続計画(BCP)を定めるよう努める」こととした。また、BCP策定の際の手順を記載した。 ②なお、P5「2 施設等の安全化対策(1)⑥」に、「防災上重要な構内道路」の項目を設けた。	
7	その他	現行防災計画指針は平成10年策定のものであり、内容が古い部分がある。	⇒ 今回の指針改正にあわせ、改訂する(条例名称、事業所防災計画告示改正)	・根拠:本文P3、要領P21、帰宅困難者:本文P5(7)、要領P22	根拠条例の名称を改定(「震災予防条例」→「震災対策条例」)するとともに、「災害予防対策」に「1 防災の基本的事項」に「(7)帰宅困難者対策」として、「家族等との安否確認のための連絡手段を確保する、また、従業員等の一斉帰宅を抑制する。」項目を追加。	・事業所防災計画告示:H25.4.1帰宅困難者対策の項目が追加→帰宅困難者:本文P5(7)、要領P22(7)
8	その他	同一施設・設備が複数の区分に該当する場合または同一事業所内に複数の施設・設備があり複数の区分に該当する場合に現行の指針上の適用が不明確な部分がある。	⇒ 指針改正にあわせ規定する	・本文P3「3」 ・要領P21「2」	①「基本的事項」の「3 防災計画の取扱い及びその内容」で、「事業者は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内に掲示するものとする。」次に「ただし、同一施設・設備が次表の複数の区分に該当する場合または同一事業所内に複数の施設・設備があり次表の複数の区分に該当する場合(いずれも第一種製造所の場合を除く)にあっては、より上位の取扱い(防災計画書の届出と防災計画表の掲示では、防災計画書の届出となる)に包含して一括して取り扱うことができるものとする。」を追加した。	

新旧対照表【指針本文のみ】

現行指針			改正指針			改正趣旨
箇所	頁	内 容	箇所	頁	内 容	
指針本文	3	「1 目的」：東京都予防条例第14条に基づき、高圧ガス事業所が防災計画に規定する内容を定め、もって地震災害の発生防止又は被害の軽減を図る。	第1章 基本的事項	3	「1 目的」：東京都震災対策条例第10条に基づき、高圧ガス事業所が防災計画に規定する内容を定め、もって地震災害の発生防止又は被害の軽減を図る。	現行では対応条列名称や対応条項が変更となっているため
	3	「2 適用範囲」：この防災計画を作成する対象は、毒性ガス、可燃性ガス及び酸素を取扱う、高圧ガス保安法適用事業所（第1種製造所、第1種貯蔵所、第2種製造所、第2種貯蔵所、特定高圧ガス消費者）、液石法適用事業所（許可対象の貯蔵施設又は特定供給設備）		3	「2 適用範囲」：この指針の対象は、毒性ガス、可燃性ガス及び支燃性ガスを取扱う、高圧ガス保安法適用事業所（第1種製造所、第1種貯蔵所、第2種製造所、第2種貯蔵所、特定高圧ガス消費者）、液石法適用事業所（許可対象の貯蔵施設又は特定供給設備）	①文言整理（防災計画対象は→指針の対象は） ②技術の進展等により、酸素以外の支燃性ガスも出てきているため、これらの総称となる表現とした。（検討会において、右の改正趣旨に関する関係質疑があった。）【検討会・質疑】
	3	「2 適用範囲」(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）		3	「2 適用範囲」：(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）	文言整理
	3	「3 防災計画の取扱い及びその内容」 事業者は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内に掲示するものとする。  防災計画書は、本文第2章から第4章までの内容に基づき作成するものとする。 防災計画表は、防災計画書の概要を表にまとめたもので、本文第5章の内容に基づき作成するものとする。  なお、防災計画書の届出様式は、別添1のとおりとする。		3	「3 防災計画の取扱い及びその内容」 事業者は、次表の区分により防災計画書又は防災計画表を作成し、それぞれ届出又は事業所内での掲示をするものとする。 ただし、同一施設・設備が次表の複数の区分に該当する場合又は同一事業所内に複数の施設・設備があり次表の複数の区分に該当する場合（いずれも第一種製造所の場合を除く。）にあつては、より上位の取扱い（防災計画書の届出と防災計画表の掲示では、防災計画書の届出となる。）に包含して一括して取り扱うことができるものとする。  防災計画書は、本文第2章から第4章までの内容に基づき作成するものとする。 防災計画表は、防災計画書の概要を表にまとめたもので、本文第5章の内容に基づき作成するものとする。 ただし、他の法令等に基づき作成された防災計画で、本文第2章から第4章までの内容に準じたものと認められる場合は、本指針に基づく防災計画書とすることができる。 なお、防災計画書の届出様式は、別添1（13ページ）のとおりとする。	既存指針では複数の区分に該当する場合の取扱いが明確でなかったため明確化したもの【専門委員会】 その他文言整理
		区分及び取扱いを示した表中、表側「液化石油ガス法」の「取扱い」欄 「防災計画表を作成し事業所内に掲示する。ただし、貯蔵能力が1万キログラム以上については、防災計画書を作成し届け出る。」		3	区分及び取扱いを示した表中、表側「液化石油ガス法」の「取扱い」欄 「防災計画表を作成し事業所内に掲示する。ただし、貯蔵能力が1万キログラム以上の場合については、防災計画書を作成し届け出る。」	文言整理
	4	用語の定義 本指針において掲げる用語の定義は、高圧ガス保安法、大規模地震対策特別措置法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところのほか、以下による。		4	用語の定義 本指針において掲げる用語の定義は、高圧ガス保安法、大規模地震対策特別措置法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところのほか、次による。	文言整理
別添1 防災計画  1 防災の基本的事項	5	1 防災の基本的事項 (1) 地震防災体制の確立 防災計画書の作成にあつては、(略) (4) 防災訓練 応急対策及び応急措置を的確かつ迅速に実施するために地震防災組織を中心とした総合訓練、各班を中心とした部分訓練を地震防災訓練計画に基づき実施する。 (5) 防災資器材 (略)	第2章 災害予防対策	5	1 防災の基本的事項 (1) 被害想定把握 防災計画の作成に当たっては、当該事業所で起こりうる地震災害の程度をあらかじめ把握しておく。また都が公表する被害想定等の情報を参考にする。 (2) 地震防災体制の確立 (略) (5) 防災訓練 応急対策及び応急措置を的確かつ迅速に実施するために地震防災組織を中心とした総合訓練及び各班を中心とした部分訓練を地震防災訓練計画に基づき実施する。 (6) 防災資器材 (7) 帰宅困難者対策 家族等との安否確認のための連絡手段を確保する、また、従業員等の一斉帰宅を抑制する。	【検討会】【実効性・機動性の確保（被害想定を把握）】実情に即した計画を策定 文言整理
	2 施設の安全化対策	2 施設の安全化対策 (略) (1) 高圧ガス設備を収容する建築物（収容室、貯蔵室、機械室等） (2) 高圧ガス設備の基礎等 (3) 貯槽等の附属設備 (4) 配管 (5) 除害設備 (6) その他必要なもの		5	2 施設の安全化対策 (1) 安全性の点検・確認 (略) ①高圧ガス設備を収容する建築物（収容室、貯蔵室、機械室等） ②高圧ガス設備の基礎等 ③貯槽等の附属設備 ④配管 ⑤除害設備 ⑥防災上重要な構内道路	事業継続するために施設として構内道路を確保する必要があると考えられるため、記載することとした。 また、構内道路は、安全な避難路を確保するうえからも重要であると考えられる。 【検討会】【BCP*（事業継続）の視点】
2 施設の安全化対策	5	(略)	第2章 災害予防対策	5	(2) 耐震設計基準適合状況の確認 国の高圧ガス設備等耐震設計基準の対象となる耐震設計構造物については、レベル1耐震性能又はレベル2耐震性能への適合を確認する。また、耐震性能を満たしていないことが判明した場合には速やかに必要な措置を講ずる。	①検討会報告（都の新たな被害想定）を踏まえ、耐震設計基準適合状況を確認すること、当該事業所の立地条件等を勘案し施設（設備）の安全性の確認が必要となったため【検討会】【実効性と機動性の向上】 ②「耐震設計基準への適合」について、「耐震性能」とし、レベル1、レベル2耐震性能への適合を確認することとした。
				6	(3) 容器の転倒防止及び流出防止 地震の揺れにより容器が転倒しないよう措置を講じる。また、津波等による浸水が想定される場合は、浸水により容器が流出しないよう措置を講じる。	今回の検討会報告（都の新たな被害想定）を踏まえ、当該事業所の立地や設備（地上部の容器）等を勘案し、地震や浸水に対する、施設（設備）の安全性の確認が必要となったため【検討会】【実効性と機動性の向上】

現行指針			改訂指針			改正趣旨
箇所	頁	内容	箇所	頁	内容	
2 施設の安全化対策	5		第2章 災害予防対策	6	<p>3 計画の確認と見直し</p> <p>(1) 実施状況の確認 防災計画書に基づく取組の実施状況を記録し、必要な時に第三者による確認ができるようにする。</p> <p>(2) 計画の見直し 国、都又は区市町村の防災計画の見直しその他状況の変化に応じて、適宜計画の見直しを行う。</p> <p>4 機動性確保についての配慮 防災計画書は多岐にわたるため、計画の作成に当たっては、初動時において最低限必要と思われる項目について、速やかに取り出せるなど、機動性確保に配慮すること。</p> <p>(※参考：別に、様式例6（P32）で具体的に例示している）</p>	<p>検討会報告書による対応の方向性として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況の確認「防災計画書に基づく取組の実施状況を記録し、必要な時に第三者による確認ができるようにする。」</li> <li>・計画の見直し「国や都、区市町村の防災計画の見直しやその他状況の変化に応じて、適宜計画の見直しを行う。」</li> <li>・一部の事業所では防災計画書の内容が膨大で、災害時に計画の内容が即座に確認できないと思われるものも散見された。</li> </ul> <p>いざという時に計画に基づき必要な行動が取れるよう、防災計画指針の内容をシンプルで機動性の高い方向に見直す必要がある。</p> <p>【検討会】【平時からの安全意識の向上】</p> <p>機動性確保：「計画作成時においては」→「計画の作成にあたっては」と文言を整理した。</p>
4 応急措置	7	地震が発生した時は、次の各号に係る措置を講ずる。 (1) 地震時の初期措置 ①地震を感知した時は、直ちに高圧ガスの全施設について点検し異常の有無を確認する。 地震感知時の高圧ガス施設の点検については目視等で施設全体を行うが、特に危険な箇所及び地震に脆弱な部分については防災細則であらかじめ定められた点検方法により綿密に点検を行う。 ②地震の規模が大きく高圧ガス施設に相当な影響を与えると判断する時は、・・・ (略)	第3章 災害応急対策	7	地震が発生したときは、次の各号に係る措置を講ずる。 1 地震時の初期措置 (1) 施設の点検 地震を感知したときは、直ちに高圧ガスの全施設について点検し異常の有無を確認する。 地震感知時の高圧ガス施設の点検については目視等で施設全体を行うが、特に危険な箇所及び地震に脆弱な部分については各事業所であらかじめ定められた点検方法により綿密に点検を行う。 (2) 機器の運転停止 地震の規模が大きく高圧ガス施設に相当な影響を与えると判断するときは、 以下（略）	文言整理
		(2) ガス漏えい時の措置 漏えいを発見した時は直ちに関係者に連絡すると共に漏えい箇所の発見に努め、漏えい防止のための適切な措置を講ずる。 ①緊急しや断弁、元弁等を閉止しガスの流出、拡散を防止する。 ②漏えい量が少なく漏えいを防止できる場合には、漏えいガスの物性及び状態に応じた防止措置を実施する。 ③えい量が多いか漏えい箇所が不明で漏えいを防止することが困難な場合で、かつ火災又は中毒等の危険がある時は、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。 (3) 漏えいガスに引火した時の措置 ①漏えい箇所が明らかで消火後直ちに漏えいを防止することが可能な時は、消火に努める。 ②漏えい箇所が不明又は消火後直ちに漏えいを防止することが困難な時は、弁操作等により漏えいを最小限にすると共に周囲への延焼防止に努める。			2 ガス漏えい時の措置 漏えいを発見したときは直ちに関係者に連絡するとともに漏えい箇所の発見に努め、漏えい防止のための適切な措置を講ずる。 (1) 緊急しや断弁、元弁等を閉止しガスの流出及び拡散を防止する。 (2) 漏えい量が少なく漏えいを防止できる場合には、漏えいガスの物性及び状態に応じた防止措置を実施する。 ① 液化ガスが漏えいしたときは、土のうその他を使用し事業所外又は下水等に流入することを防ぐ。 ② 毒性ガスが漏えいしたときは、漏えい箇所をできる限り密閉し、除害の措置を講ずる。 ③ 可燃性ガスが漏えいし着火するおそれがある場合は、ガスの拡散を図り着火を防止する。 ④ 支燃性ガスが構内に流出した場合は、土のうその他を使用して油脂類又は可燃物等に接触させない措置を講ずる。 (3) 漏えい量が多いか漏えい箇所が不明で漏えいを防止することが困難な場合で、かつ火災又は中毒等の危険があるときは、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。 3 漏えいガスに引火したときの措置 (1) 漏えい箇所が明らかで消火後直ちに漏えいを防止することが可能なときは、消火に努める。 (2) 漏えい箇所が不明又は消火後直ちに漏えいを防止することが困難なときは、弁操作等により漏えいを最小限にするとともに周囲への延焼防止に努める。	文言整理
4 応急措置	7	(4) 周囲火災時等の措置 高圧ガス施設の周囲等に火災が発生した時は、高圧ガス施設への影響を最小限にするような措置を講ずる。 ①貯槽その他高圧ガスが大量に貯蔵されている施設に危険が及ぶと判断された時は、散水その他の冷却措置を講ずると共に状況に応じて安全な方法等によりガスを放出する。 ②火災により容器に危険が及ぶおそれがある時は、容器を安全な場所に移動するか水中に埋没する等の措置を講ずる。 ③高圧ガス施設又はその周囲に火災が発生し、鎮火することが困難な時は、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。 (5) 避難誘導 高圧ガス又はその他による災害が拡大し、危険になった場合は事業所員及び附近住民に対して避難誘導を行う。 ①災害の拡大防止及び連絡に必要な防災要員を残し、あらかじめ定めた避難場所に避難するとともに事業所の周囲に避難場所を表示する。 ②避難する事業所員は附近住民に対する誘導要員と協力し、附近住民に対し当該事業所が危険な状態であることを周知させ避難誘導に努める。	第3章 災害応急対策	7	4 周囲火災時等の措置 高圧ガス施設の周囲等に火災が発生した時は、高圧ガス施設への影響を最小限にするような措置を講ずる。 (1) 貯槽その他高圧ガスが大量に貯蔵されている施設に危険が及ぶと判断されたときは、散水その他の冷却措置を講ずるとともに状況に応じて安全な方法等によりガスを放出する。 (2) 火災により容器に危険が及ぶおそれがあるときは、容器を安全な場所に移動するか水中に埋没する等の措置を講ずる。 (3) 高圧ガス施設又はその周囲に火災が発生し、鎮火することが困難なときは、事業所員及び附近住民の避難誘導に努める。 5 避難誘導 高圧ガス又はその他による災害が拡大し、危険になった場合は事業所員及び附近住民に対して避難誘導を行う。 (1) 災害の拡大防止及び連絡に必要な防災要員を残し、あらかじめ定めた避難場所に避難するとともに事業所の周囲に避難場所を表示する。 (2) 避難する事業所員は付近住民に対する誘導要員と協力し、付近住民に対し当該事業所が危険な状態であることを周知させ避難誘導に努める。	文言整理
5 震災後の運転再開時等の措置	7	5 震災後の運転再開時等の措置 地震の影響を受けた高圧ガス施設は次の基準に従い設備を点検し、安全を確認した後で運転を再開する。 また、高圧ガス施設等の復旧活動時の災害発生を防止するため、被害を受けた施設等の使用禁止措置や工事関係者に対する安全指導等を行う。 (1) 震度4以下の地震を受けた時 ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認したうえで高圧ガス施設の使用を再開する。 (2) 震度5弱以上の地震を受けた時 ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認したうえで高圧ガス施設の使用を再開する。但し、1ヵ月以内に定期自主検査等を実施する。 (3) ガス漏えい等の事故が発生した時 直ちに定期自主検査等を実施し、異常のないことを確認したうえで高圧ガス施設の使用を再開する。	第4章 災害復旧対策	10	1 震災後の運転再開時等の措置 地震の影響を受けた高圧ガス施設は次の基準に従い設備を点検し、安全を確認した後で運転を再開する。 また、高圧ガス施設等の復旧活動時の災害発生を防止するため、被害を受けた施設等の使用禁止措置や工事関係者に対する安全指導等を行う。 (1) 震度4以下の地震を受けたとき ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。 (2) 震度5弱以上の地震を受けたとき ガスの漏えい等の事故が発生しなかった場合には、通常の日常点検を行い異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。ただし、1ヵ月以内に定期自主検査等を実施する。 (3) ガス漏えい等の事故が発生したとき 直ちに定期自主検査等を実施し、異常のないことを確認した上で高圧ガス施設の使用を再開する。 2 事業継続計画 LPガスや酸素など、都民の生活に不可欠なガスを取り扱っている事業所においては、必要に応じ、震災後も速やかに供給を行えるよう、あらかじめ事業継続計画（BCP）を定めるよう努める。 BCPを策定する際は、次の手順に基づき行う。 (1) BCP基本方針の決定 BCPに取組む目的及びBCPの対象とすべき事業とその復旧目標を決める。 (2) 重要業務・経営資源の特定 その事業で優先的に復旧すべき業務とその業務に必要な経営資源を特定する。さらに災害発生直後の緊急対応の方法を決める。 (3) 事業継続対策の決定 経営資源の被災想定に対して事前の予防・低減策と災害発生後の事業継続策を策定する。 (4) BCP文書の作成 これまでに策定した内容の文書化を行い、検証や訓練のための演習計画を策定する。 (5) 演習と改善 実際に演習を実施し、検証し、BCPを改善する。	<p>文言整理</p> <p>①高圧ガス施設の中には都民の暮らしに不可欠なガスを取り扱う事業所も含まれており、防災計画の中にBCPの視点を盛り込むことも必要である。</p> <p>②設備の安全性を確保するとともに従業員の生命をどのように守るのか、またどのような手順で復旧に努めるのか、あらかじめ検討し、適宜計画に盛り込むことが必要</p> <p>【検討会】【実効性と機動性の向上】（BCPの視点）</p>

平成 25 年 9 月改定  
平成 25 年 月発行

平成 25 年 度  
登録第 4 8 号

高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針

編集・発行 東京都環境局環境改善部環境保安課  
東京都新宿区西新宿 2-8-1  
電話 03(5388)3541 ファイル

